

事前の備えで 災害から身を守る

危機管理課危機管理係
☎0824・73・1206

4月14日、熊本県熊本地方を震源地とする「熊本地震」が発生しました。近年では、「東日本大震災」や「広島市土砂災害」、「御嶽山の噴火」、鬼怒川の堤防が決壊した「関東・東北豪雨」など、各地で自然が猛威を振るっています。

庄原市も例外ではありません。自然災害は市民一人一人が直面している大きな「危険」です。災害は、いつどこで起こるか分かりません。日ごろから災害に備えておくことが必要です。

平成22年7月16日庄原ケリラ豪雨災害

庄原市防災マップ（改訂版）を配布します

防災に関する情報を提供し、事前の備えに役立ててもらうことを目的に、この度、平成25年度に配布した庄原市防災マップを改訂し配布します。今回は、前回から新たに「土砂災害（特別）警戒区域」に指定された箇所や避難所の見直しを行ったところなどを修正しています。最新の情報をご確認ください。

【マップの活用方法】

- 1 避難する場所や避難経路を確認**
自分が避難する場所はどこか、その場所に行くまでの避難経路に危険な箇所はないか確認し、地図上で避難経路を検討しましょう。
- 2 検討した避難経路を実際に歩いて確認**
地図だけではわからない情報もあるので、実際に歩いて確認をしておくことが重要です。
- 3 避難経路で注意事項があればマップにメモ**
このマップの最も有効な活用方法は、自分で調べた情報を書き加えることです。ちょっとしたことでも、どんなメモをしていきましょう。
- 4 マップ裏面の記載情報を確認**
避難情報や防災情報の収集先、気象情報に関するなどが示されています。確認しておきましょう。
- 5 家族の緊急連絡先を記入し保管**
緊急時の集合場所や家族の連絡先などを記入しておき、いざというときに備えて分かりやすいところに保管しておきましょう。

防災マップは安全を保障するものではありません！

防災マップに示している被害想定区域は、一定の条件の下で想定したものを表示していますので、浸水想定区域や土砂災害警戒区域でないところでも、災害が発生する可能性があります。区域から外れていても安心せず、普段から災害に対する備えを充実し、災害が発生したときに、被害を最小限に抑えるために、このマップを活用してください。

ご存知ですか ローリングストック法

ローリングストック法とは、非常食を定期的に飲食し、使用した分を補充するという備蓄方法です。

たとえば、4日分の備蓄（12食分）であれば、毎月1食分を食べる日を決めておきます。これにより、1年間ですべて入れ替えながら消費期限を保つことができます。この備蓄方法であれば、消費期限が短いレトルトやフリーズドライタイプなど、幅広い食品を非常食に加えられるという利点があります。

また、備蓄可能で日常的に飲食しているもの（米、カップラーメン、缶詰など）を普段買う量の2倍用意し、古いものから使って半分になったら補充するという方法も推奨されています。こうした備蓄法は、食品ばかりでなく日用品についても応用できます。積極的に活用してみてください。



非常持ち出し品を チェックしよう

被災後の救助や救援物資の到着までに、最低限必要なものは準備しておきましょう。

- 非常持ち出し品は、両手が見えるリュックタイプの袋などにまとめておく。
- 避難の妨げにならないよう、軽くコンパクトにまとめる。
- 自分や家族の状況に応じて必要なものを選ぶ。
- 自分に必要なものの優先順位を決めて準備する。
- 定期的に中身をチェックする。

【非常持ち出し品の例】

現金、保険証、預金通帳、印鑑、常備薬、家族3日分の食料、飲料水、衣類、下着、靴下、ティッシュ、タオル、軍手、救急セット、懐中電灯、ロウソク、マッチ、ラジオ、予備の電池、携帯用充電器、筆記用具、メモ帳など

避難所看板などの設置を進めています

市は、平成26年度から市内で災害が発生した場合に、観光客や地元住民以外の人にも避難する場所を示すため、「指定避難所」や「指定緊急避難場所」の位置などを記した「避難所マップ」看板を、庄原市民会館や庄原市総合体育館、各自治振興センターなど、市内33カ所に設置しています。

また、指定避難所57カ所には「避難所表示」看板を設置しています。本年度も引き続き設置を進めていきます。



平成28年度 土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施します

広島県では土砂災害防止法に基づき「土砂災害警戒区域」などを指定しています。

土砂災害警戒区域などの指定にあたり、地形や土地利用状況などに関する基礎調査を、本年度は次の小学校区で実施する予定です。

基礎調査では、測量機器などにより現地の地形について調査を行いますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

【基礎調査の対象となる小学校区】

- 美古登小学校区
- 東城小学校区
- 小奴可小学校区

問い合わせ

広島県土木建築局
土砂法指定推進担当
☎082・513・3945
庄原市危機管理課
☎0824・73・1206